

共同親権運動

19号

「生き別れ」よりも「共同養育」を

2012年1月21日

k ネット福岡シンポジウム開催

2011年福岡市の早良市民センターでk ネット福岡設立記念のシンポジウムを実施した。

第一部は、大正大学人間学部臨床心理学科教授で臨床心理士の青木 聡（あおき あきら）教授が「引き離しが子供に与える影響とアメリカの面会交流の状況」について講演。実際に片親阻害の症状が出ている少年と母親の会話のテープや、その他豊富な片親阻害を示す証拠を示しながらの話を来場者が熱心に聴いていた。また、隔週二泊三日が普通であるアメリカの面会交流の状況と裁判実務のあり方についての紹介では、あまりの日本との落差について来場者からはため息がもれていた。

第二部は幼少時に両親が離婚して、母親と長らく連絡が途絶えていた男性（18歳）が自らの体験を元に講演。「本当は母に会いたかったけど、父が怖くて言い出せなかった」と幼少時の体験を語る彼の言葉を来場者は、押し黙って聴いていた。

第三部は、日弁連家事法制委員会事務局次長の中村多美子弁護士が講演。これまでの実務経験を元に、比較的小さな弁護士会である大分弁護士会ならではのと思われる面会交流への取り組みを話してくれた。最後に一～三部の講演者に加えて、引き離し当事者（女性）が加わってのパネルディスカッション。

当日の様子は、十二月八日付の大分合同新聞で大きくとりあげられた。後日取材してくれた記者に連絡をとったところ、「青木聡教授が豊富な研究成果を提供してくれたお陰です。」と述べていた。

参加者は、日本シリーズ初日と時間も重なったこともあってか（笑）、二十人余りであったが、事前の告知は九州のほとんどの全国紙・地方紙が載せてくれた（九州内で載らなかったのは、長崎新聞と西日本新聞のみ）。

テーマを持ってイベントを立案し、それをメディアにリリースして各紙で告知してもらう、というのは、地方ならではのメディア活用の成功例ではないかと思う。次回は二月二十五日に福岡市内で当事者が集まる会を予定している。今後も、当事者が多くいるであろう福岡の地で地道に活動を続けていきたい。



こんなことやります k ネット年次総会「みんなで話そう！ 共同親権運動のこれから」 日時・2月18日（土）13:00～17:00、お話・堀尾英範さん（小児科医「堀尾の保健学ブログブロガー」）、益子行弘さん（東北公益大学教員） 場所・東銀座313ビルセミナールーム、参加費1000円、主催k ネット



原則交流・共同養育 第Ⅱ期共同親権運動ネットワーク

〒186-0002 東京都国立市東3-17-11 好日荘B-202

電話 03-6226-5419 FAX 03-6226-5424 メール info@kyodosinken.com

ホームページ <http://kyodosinken.com/> ブログ <http://oyakojimukyoku.seesaa.net/>

三菱東京UFJ銀行新宿中央支店（普）3166777一般社団法人共同親権運動ネットワーク

●主張

息子よ 父は決してあきらめない

aitai

2009年12月8日、その68年前、日本が意を決した同じ日に我が息子は生まれた。予定日より10日前の出産であった。しかし、何時頃生まれたかや安産だったのかはわからない。私が生まれた事実を知ったのは、その2ヶ月後、弁護士が戸籍を取り寄せてくれて知ることができたからだ。無事生まれてきてくれたことを知った時、うれしくて涙が止まらなかった。以後、悲しみの涙を流すことはあっても、うれし涙を流したことはない。生まれてこのかた、姿すら知らないという状態が未だ続いている。いま息子の姿としてあるのは、1cmにもみたくないエコー写真だけだ。いつも心の中にぽっかりと穴が空いている。

相手方と婚約し、結婚しようということになった。妊娠がわかり、妊娠に伴う鬱かなと思っている内に、関係は悪くなっていった。ただいっておきたいが、私は相手方に暴力は一切したことはない。自分より腕力の弱い人に暴力をふるうことは、1番の卑怯であると思っている。ただ不安に思う相手方の気持ちをくみ取れなかったのは反省しないとイケない。相手方から、婚約破棄をつきつけられ、確認したのは、定期的に赤ちゃんの様子は報告するという約束だった。でも一切無視され、相手方弁護士から来た文書には、「認知の必要なし。今後一切会わせない。勝手に会いに行くと、1回につき100万円を要求する。これに同意して、ハンコを押して送り返すように。」と書かれてあった。そこには子どもの視点というものが、一切感じられなかった。

その後、子どもの認知をした。相手方（弁護士）は、こちらからの様々な問いかけに一切無視した。埒があかないが、子育ては大変だろうということから、ちょっとは落ち着いた頃を見計らうつもりで、約6ヶ月経って静岡家裁に面会交流の調停申立を行った。最初

の調停は相手方来ず、2回目弁護士のみ出廷、3回目ようやく相手方が出廷したが、年1回写真なら送ってもいいということだった。子どもは物でない、写真で納得はできないということで、2010年10月に審判に移行した。

審判になっても極めて対応が遅く、翌年2月に審問、で5月に審判が下り、静岡家裁熱海出張所藤倉徹也裁判官が下した結果は、年3回の写真送付で会わなくていいというものであった。相手方は、私と会いたくないということだったので、第三者を介した面会も提案したし、さらには、試行面接も要請したが、考慮されなかった。判決文には、会わせると子どもに悪い影響を及ぼし兼ねない旨、書かれていた。悪い影響とは一体何だ？ 会うと、息子に虐待でもするというのか？ ふざけるな。

納得がいかないので東京高裁に抗告した。しかし、つい12月に市村陽典裁判官が下した判決は、抗告棄却。またもや納得ができないので、特別抗告し、憲法判断を委ねる最高裁に場面は移った。おかしい判断には断じて納得できない。私の相手方が、私の立場になっても同じことをしたであろう。

この国の裁判官は、一度もあったことがない親子が、会おうとすることを妨害する。裁判官は同じ赤い血の通った人間だから、会えない辛さをわかってくれると信じていた。判決は本当に同じ人間なのだろうかと思わずにはいれなかった。小さい頃から、正しい行動は必ず報われるものだと思っていた。いまでもそう思うし、そういう社会に我々はしていないといけないと思う。将来、息子にもそれだけは伝えたい。弁護士、裁判官などの人達は、本来一番正義を追求しないとイケない人達だが、どうも法曹界の過去の掟に従うことしか考えない人達のようなのだ。

私は今まで、北朝鮮や中国は人権がないひどい国だと思ってきたが、親子が交流するという当たり前のことができないこの日本とは、一体なんなのか。しかし、日本人である以上、この国の異常性から目をそらさず、おかしいと思うことはおかしいと声を上げ、できることからコツコツやっていくつもりだ。

りんたろう、無事生まれてきてくれてほんとに有り難う。会う日まで、父さんは決してあきらめへん。

若林辰繁裁判官の辞職を求める要望書

2011年12月20日

千葉家庭裁判所裁判官 若林辰繁 様
最高裁判所長官 竹崎博允 様
東京高裁長官 富越和厚 様
千葉家庭裁判所長 松田 清 様

共同親権運動ネットワーク

日々、法曹実務の向上に努力されておりますこと、ありがとうございます。

去る、7月26日、「民法 766条改正に伴う家裁の運用改善を求める要望書」を最高裁と千葉家裁に提出し、共同養育や面会交流に無理解な家裁の運用の現状について指摘しました。その際、民法766条の改正時の国会審議や立法趣旨について無視してはばからない若林裁判官の発言や態度について質問しました。それに対して千葉家裁からは、「今回いただいた要望書に記載されている処理に関する要望については各事件の内容によって家事審判官が個別に判断するものでお答えできません」という回答を口頭でいただいています（なお、当団体では、過去すべての家裁に対して同一の要望をしたことがあり、それに対する回答がどの家裁からもこれと同じ内容でした）。

7月26日の要望書では、Yさんという父親からの子の引き渡しを求める審判について、以下のように触れています。

「先の5月27日に、「面会及びその他の交流」について明文化した民法改正案が成立しました。この同じ日、子どもとの交流を絶たれ調停に出席した父親が、法務大臣の国会での答弁などを踏まえて「子の利益」に叶う判断をしてほしいとお願いしました。千葉家庭裁判所松戸支部の若林辰繁裁判官は以下のように述べました。

「法務大臣が国会で何を言おうと関係ない。国会審議など、これまで参考にしたことは一度もない」

この父親が、「立法者意思を全く無視して法解釈をしてよいと家庭裁判所が判断する根拠は何ですか。司法は立法より上の立場ということでしょうか」と聞き返すと、「あなたと法律の議論をするつもりはない」と言って席を立ちました。

江田法務大臣は国会での審議において、「可能な限り家庭裁判所は親子の面会交流ができるように努める。これはこの法律の意図するところだ。家庭裁判所の調停審判においてより一層そういった方向で努力がなされることを期待する」と述べ立法趣旨を明確にしています。」

裁判所が「各事件の内容によって家事審判官が個別に判断する」のは、司法の性質上そうでしょう。しかし私たちは裁判官にフリーハンドを与えていいわけではありません。法律の立法趣旨やその際の国会審議などを無視して当然とする若林裁判官の態度について、主権者として懸念を表明しました。裁判所の「自動音声の回答」を求めたわけではありません。

法律が民意を直接反映する国会で定められる以上、法律に主権者である私たちにとって必要な立法趣旨があるのは当たり前です。それを無視してはばからないなら、そもそも法律も法律家もいません。三権分立と国権の最高機関としての国会という憲法上の規定をやすやすと無視する裁判官も、私たちには不要です。ことは法治国家の根幹にかかわることであり、若林裁判官の手前勝手な独断を許すことは裁判官の独立を脅かすことです。管轄の裁判所と最高裁は、若林裁判官の処遇について、国会で弾劾裁判にかけられる以前に毅然とした態度を示してください。裁判官分限法1条に基づき私たちは若林裁判官の辞任を求めます。また、管轄の最高裁、東京高裁、千葉家裁は、退職を懲遷してください。国家機関としての裁判所の、それが最低限の倫理であり、主権者であり利用者である私たちへの誠意です。

さて、若林裁判官からの暴言を主権者を代表して浴びたYさんは、いまだ4歳の娘と1年半以上引き離されたままです。さきほど家庭裁判所の調査官によるお子さんの調査が行われました。かわいがってくれた父親と会えないままで寂しい思いをしているだろう子どもの心情も、子どもに会えない父親のつらさもそこではまったく考慮されていません。親どうしが争っているからどっちもどっち、現状のままでいいという「自動音声の回答」のスイッチを押す調査官さんの感性に背筋が凍ります。どっちもどっちとか言うくらいなら、自分が会っているんだから目の前の子どもに父親を会わせてやろうとは思わないのでしょうか。裁判官は自分の判断でこれから先の人生が左右される子どもに会おうともしません。子どもが成人したとき、そのことについてどう振り返るかを想像したなら、責任は重いはずですが。子どもは誰とでも会えるのにYさんとは会えないままです。

父親とそれまで自分が親しんだ世界から切り離し、自分を檻に閉じこめる母親と、人声賑やかな広場で自分を遊ばせようとする父親と、子どもにとってどっちがいいかと考えることは、重要な判断基準の一つです。この審判において子の引き渡しを認めた上で、双方の親と十分な交流ができる決定をしていただくよう、お願いいたします。Yさん親子の苦境を世間に知らせることは、Yさん親子の問題に止まらない社会的な意義があります。Yさんが争ってまでも泣き寝入りを拒んでいることは子どもを牢獄から解放することでもあり、親として当然のことです。若林裁判官でない人からの血の通った判断を私たちは求めます。

要望項目

1. 若林辰繁裁判官は裁判官にふさわしくありません。やめてください。
2. 若林辰繁裁判官は裁判所にはいません。やめさせてください。
3. Yさんのお子さんが、Yさんに育てられ愛情を受けることができるように、Yさんとお子さんが暮らせるようにしてください。

「共同養育センターつむぎ」 便り

NO. 4

2012年が始まりました。みなさま今年もよろしく申し上げます。

去年の暮れによやく引越しを完了することができました。なんだかんだで本当に長い引越し作業でした。まあ私が片付けられない女だったと言うのもありますが、時々地雷を踏んでしまっただけで動けなくなることもとの戦いでもありました。地雷というのは一言でいうと「子どものもの」なんです。これがまた思いもかけないようなところからひょっこり現れるもので、なかなか進まなくなっていたのです。目につかないようにと隠していた物ほど見つけたときの落ち込みはきつかったです。そして一人では片付けられなくなって、友人にお願いしていっしょに片付けの場所に ということになっていたのです。

14年という長い時を経て目の前に現れてくる思い出の品々は、同時にあのときの出来事そのまんま再現してしまうものでした。時間はすぐに逆戻りしてしまいます。大きくなった息子に会ったのはつい去年の3月だというのに。私が求めているのは別れた時の子どもなのだと思う、また落ち込むわけです。友人はかける言葉もなただけ待ってくれたのがありがたかったです。

去年子どもに会えて本当によかったです。が、一番感じたのは「会い続けなければいけない」ということでした。原稿が遅れていたこともあって、今日「郷ひろみさんの12年ぶりに子どもと再会」のニュース(?)が流れてきました。いたたまれない気持ちになりました。子どもの成長を見ることができないのは本当につらいものです。大きくなったら会いに来るからなんて言われてもなんの慰めにもなりません。子どもと一緒に成長したかったのだから。思い出の品々は新居に移ってまた封印をされてしまいました。子どもが大きくなって本当に会いに来たときに、思い出話のひとつでもできるときに封印を解いてみようなどと考えながら。

年末年始は相談の電話やメールがいつもより多めでした。この時期は親戚や家族と集まることも多いので当事者の方にはきついものがあると思います。また、新年早々の訃報もありました。弱気になったら迷わず電話でもメールでもください。少なくとも話し相手にはなれます。子どもさんに会う方法のひとつとして第三者機関のビジテーションもしています。家裁に提案してみてください。今年センターの充実をはかって行きたいと思っています。

(植野 史)

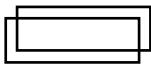
■一般社団法人 共同養育センター つむぎ

東京都国立市東3-17-11 B-202

tel 042-505-4339・090-4964-1080

応援カンパ おおいに歓迎です。ちょっと困っています。

振込み先 三菱東京UFJ銀行国立支店 普通 0341883



家族幻想

私はカウンセリングをベースに家族問題や暴力問題に対して複合的な支援を提供していますから当然、家族の闇の部分に触れる事は普通の事で、当事者は世間に対しては語れない物語を私には語ってくださいます。いつもそういう話に触れるので、私はこの世間の姿の裏面まで見えるように思えてなりません。

大きく美しくなるテレビスクリーンに映し出される世界はとてきまらびやかで清潔で合理的です。毎日そんな画面を眺めていると、そんな世界は当たり前、自分もその世界の住人、という無意識の認識が出来てしまうのでしょうか。その世界から廃除される事を恐れ、自身や家族の汚点を隠そうとしてしまいます。

また、自身は問題ない適格者と安心するためには不適格者を攻撃し排除する作業も必要です。私はあんな人とは違う、私の家族にはあんな人は存在しないと。世間に共有される価値観がどんなに酷いものであっても、みんなと同じなら酷くもないし、私も問題ない、と自己正当化することも簡単です。

問題を抱えた家族を排除したり、その家族から家族を奪うと言う事すら、平気で、むしろ善意や正義感に溢れて行ってしまいます。北朝鮮の拉致は許せん、と言いつつ、自身が家族を引き裂く事には何の罪の意識も感じないで済むメンタリティーがあります。この矛盾に気づかず済むのは悪意があるからではなく、自分の価値観は絶対的に正しく、みんなと共有する間違いのない事だと言う思い込みがあります。その思い込みがどこから来ているか検証する能力も機会もなく、マスメディアの与えてくれる情報のみで判断してますから、現在の政治経済の仕組みを構成するマスメディアに都合良く価値観を操作されてしまいます。

人生とは何か、家族とは何か、社会はどうあるべきか、などの疑問について真剣に考えるより、みんなと共有する価値観を信じた方が世間との折り合いは付けやすいのは当然でしょう。

頑張ってる父親、優しい母親、元気に学ぶ子どもたち、車があって、小さな庭かプランターのあるベランダがあって、時には家族旅行したり、旅先で知り合った人たちと家族ぐるみの交流があったり。その家族ドラマには、働かず酒ばかり飲んでる父親もいないし、万引きやカツアゲを繰り返す息子やリストカットする娘もいないし、男に狂う妻もいません。そう言う人たちは美しい理想の家族にはあってはならない人たちであって、決して認める訳には行きません。なんとかしてまともにするために、あれこれやっても無駄だった……と、そうなる後は、切り捨てるか完全に隠蔽してしまうか。その方法を教えてくれる人たちもたくさんいます。女性相談員、弁護士、精神科医、カウンセラー……彼らはラベルを貼ってくれるし、権力行使しつつ、自分の願いを形にしてくれます。こんな世間は どう見てもおかしいって言うしかなくて、私はその権力者たちとは違う立場で援助しています。排除される側の人たちの立場で世間にも申します。こんな私はセクハラカウンセラーとして訴えられたり、行政からは仕事を干されたりと、大変だけれど、多くの当事者が私を信頼し、私を支えてくれています。今更ながら、当事者に助けられている私です。





9月19日 12月3日 例会報告

☆ 12月3日例会報告 「どうすれば面会交流はうまくいくのか ～面会交流支援の実情～」

今回の勉強会では面会交流支援団体であるNPOびじっと代表の古市里奈さん、日本家族再生センターの味沢道明さんにお話を伺いました。

味沢さん

- ・子どもとの交流の際、子どもに対して親が教育的・指導的な態度になりすぎる人（お説教、しつけ）がいますが、これは良くない。間に入るスタッフが旨く取り持つようにしている。面会交流の時間は、子どもと遊ぶのが基本。遊びが苦手な親をフォローするためにスタッフが居ると考えてください。
- ・同居親は、子どもの事を考えて「会わせない」では済まないということを理解してください。
- ・アメリカは法律的にハードで、問題が無い限り面会交流を強制するが、基本的に場所と時間の提供している。親子の関係のケアの部分は司法機関では行わず、セラピスト等、外部の人に委託することになる。

古市さん

- ・別れた夫婦は、夫婦ではなくなっても父と母として交流しなくてはならない。
- ・父と母として交流することがなければ、子どものための交流はできない。父母として人生プラン、養育プランを共有する事が大事。
- ・子どもの心を豊かにできるかが大事。「豊かさ」は経済的、お金の問題だけではない
- ・子どもと向き合う時間がいかにとれるか。子どもと同じ目線で交流できるかが重要。

。父母・面会交流が、いつまでも第三者（ビジテーション団体も含めて）のみではいけない。父母で直接話し合える関係となり、「卒業」してもらおうことを目指している。

●ビジテーション支援を利用する別居親の立場からのコメント

- ・他団体を利用したことがあるけれども、別居親を「監視」する事を目的としたようなスタッフがたまにいて困った事がある。
- ・NPOびじっとは、親同志の調整が上手い。同居親（妻）と古市さんの間には信頼関係が築かれている。私の言うことは聞いてくれなくても古市さんの言うことは、ほぼ聞いてくれる。
- ・5歳の子どもと2泊3日の宿泊面会交流が実現している。
- ・現在はNPOびじっとに子どもを迎えに行く時の電話連絡の仲介をしてもらっている。電話仲介だけでもやってくれるのは、先方の安心感をあたえるようでありがたい。電話仲介だけであれば、料金も安くなる。
- ・別居後、一度も同居親（妻）とは会っていないし、電話もしていない。（妻の意思）全てNPOびじっとに間に入ってもらっている。

★ 11月19日例会報告

会報18号の発送作業を行いました。kネット福岡の活動状況の紹介、今後の活動協力について相談しました。共同親権リーフレットの配布について相談しました。

★ 12月4日例会報告

共同親権リーフレットの配布の進め方について確認しました。名簿管理担当に運営メンバーの矢島さんに担当していただく事。前任者からの引き継ぎ、セキュリティについての打ち合わせを関係者で実施する事を決めました。2月実施のイベントについてアイデア出し、相談をしました。

もう一度

サンタクロースになろう

年が明けてタイムリーではないネタで恐縮です。昨年十二月十七日にNHK Eテレで放映された番組、地球ドラマチック「サンタがいつぱいく世界中から大集合」を観て知ったのですが、世界中で『冬至前後の寒い夜』（キリスト様の誕生日が何日かは聖書にも記録されていないのだとか……）に、良い子にプレゼントをもつてくる『何者か』が信じられていて、その姿や名前は日本人の知っているサンタクロースだけでなく、魔女や妖精や、秋田のナマハゲのような姿の妖怪（？）まで地域毎にいろいろなパターンがあるそうです。キリスト教だけでなくイスラム教など宗教も多様。私達がよく知る、白く長い髭で赤い服を着てトナカイの引くそりにのってやってくるサンタの姿が確立したのはわずか百年少し前のアメリカの事だそうです。しかもそのイメージを確定させたのはなんとコココーラ社の宣伝ポスターだったとか。私はこれまで『サンタ』は伝統的なキリスト教の行事の一部だと思いついていたのですがもつとおおらかに考えてよさそうです。むしろ世界中の全ての子どもにはサンタ的なものを信じる権利があるのだと考えるおもしろい。

昨年家から居なくなる少し前に、「僕はずっとサンタを信じている。だからずっとプレゼントはもらえるんだ。」と話していた長男の顔を思い出します。寝ている子どもの枕元にそっとプレゼントを置いて大喜びする子ども達の姿をみることは、親にとり至福の時間でもあります。今年のクリスマスにはもう一度あらためてサンタになろう。心からそう誓ったのでした。（びび虎）

私の

面会交流調停

私は公正証書で月二回の面会交流の約束したにもかかわらず面会交流が行われない為に面会交流調停を申立てました。面会交流は離婚当初は数ヶ月行われていましたが、今では全く行われていない状態で一年が経過しようとしていました。

調停はお互いに代理人をたてておらず、調停員、調査官が進められました。私は、面会交流の早期の再開を主張しました。相手方は、子供が不安定になるからもうしばらくは面会交流はできないという主張でした。一回目の調停では、相手方に対してどうしたら面会交流が再開できるかどうかを次回までに考えてきてくださいという要求をしたようです。そして二回目の調停では、相手方は再婚するからしばらくは面会交流は出来ないという主張に変化しました。

私の面会交流調停で担当した調停員および調査官は、面会交流は必要だとしながらも相手方を全く説得できていなかったと感じました。面会交流のしおりやDVD等を使用して相手方を説得するようにお願いしましたが、相手方は面会交流そのものを否定している訳でないということ、そんなに高葛藤でないという理由で使用はしてもらえませんでした。そして試行面会すら出来ませんでした。結局のところ同居親の都合で引き離しが正当化されています。民法が改正されても強制力や罰則規定がない以上このような面会交流調停では全く意味がないように感じます。いったい誰の為の面会交流なのでしょう？

私自身どうしたらいいのか解らないでいたが、十二月の勉強会に参加して多くの方にアドバイスをいただくことができました。そのアドバイスによってまた新たに戦うことになりました。諦めません！今年こそは子どもと会えると思えます！（伊藤敬章）

わたしにできる

子育て

交流会には、参加した人の数だけ、実子と会えない理由や悩みがそれぞれあります。

そして、子どもと会えないと言う状況は同じなのに、他の人の悩みを聴くと「自分の悩みはそれほどでもないかも……」と思われる方も多くいらっしゃいます。

私は二年以上、子どもたちと会えてないのですが、「恵まれているなあ」と思うことがよくあります。私の今の楽しみは、年五回子どもたちにメッセージカードを贈る際の母親宛の感謝のカードの内容を考えることなんです。

最近、こんなメッセージを送りました。

「毎日の子育てありがとうございます。うみくんは、今、何の天才ですか？ イタズラの天才かな？ なるちゃんは、今、何の天才ですか？ おしゃべりの天才かな？ ぜひとも、お母さんから二人に聞いてみて下さい♪ それぞれの年齢で、うみくんとなるちゃんがどんな天才だったか、いつの日か聴ける日がくるといいな……」と思っています。どうか、ささやかな行いもほめて、一緒に大笑いしてあげて下さい。しかった後は「大丈夫だ」と言ってあげて下さい。どんなに忙しくても、うみくんとなるちゃんの話に耳を傾けてあげてもらえると、私も嬉しく思います。みんなの健康と幸せを祈っています」

子どもたちの生活場所を知っていてカードが贈れる自分の環境を、恵まれていると思える私がいるんです。このメッセージには、子育てのポイントをいくつか盛り込んでいます、私にできる子育てなんです。（宇野 努）

互版

□これまで

- 一・二二二 kネット交流会
- 一・二二一 親子交流くにたち定例会
- 一・二二三 kネット定例会「どうすれば面会交流はうまくいくのか」面会交流支援の実情
- 一・二二六 つむぎ相談受付
- 一・二二三 つむぎ相談受付
- 一・二二五 親子交流くにたち定例会
- 一・二二〇 千葉家裁松戸支部に申し入れ、つむぎ相談受付
- 一・二二七 親子交流くにたち定例会
- 一・五 親子交流くにたち定例会
- 一・六 大分家裁申し入れ、kネット福岡交流会新年会
- 一・十 つむぎ相談受付
- 一・十七 つむぎ相談受付、kネット別府交流会
- 一・十九 親子交流くにたち定例会

一・二二一 kネット運営会議・会報発送作業
一・三二一 kネット交流会

□これから

★kネット年次総会「みんなで話そう! 共同親権運動のこれから」
日時・二月一八日(土)
一三〇〇〜一七〇〇、場所・東銀座313ビルセミナー

一三〇〇〜一七〇〇、場所・東銀座313ビルセミナー
一三〇〇〜一七〇〇、場所・東銀座313ビルセミナー

一三〇〇〜一七〇〇、場所・東銀座313ビルセミナー
一三〇〇〜一七〇〇、場所・東銀座313ビルセミナー

一三〇〇〜一七〇〇、場所・東銀座313ビルセミナー
一三〇〇〜一七〇〇、場所・東銀座313ビルセミナー

一三〇〇〜一七〇〇、場所・東銀座313ビルセミナー
一三〇〇〜一七〇〇、場所・東銀座313ビルセミナー

一三〇〇〜一七〇〇、場所・東銀座313ビルセミナー
一三〇〇〜一七〇〇、場所・東銀座313ビルセミナー

一三〇〇〜一七〇〇、場所・東銀座313ビルセミナー
一三〇〇〜一七〇〇、場所・東銀座313ビルセミナー

一三〇〇〜一七〇〇、場所・東銀座313ビルセミナー
一三〇〇〜一七〇〇、場所・東銀座313ビルセミナー

一三〇〇〜一七〇〇、場所・東銀座313ビルセミナー
一三〇〇〜一七〇〇、場所・東銀座313ビルセミナー

一三〇〇〜一七〇〇、場所・東銀座313ビルセミナー
一三〇〇〜一七〇〇、場所・東銀座313ビルセミナー

一三〇〇〜一七〇〇、場所・東銀座313ビルセミナー
一三〇〇〜一七〇〇、場所・東銀座313ビルセミナー

一三〇〇〜一七〇〇、場所・東銀座313ビルセミナー
一三〇〇〜一七〇〇、場所・東銀座313ビルセミナー

一三〇〇〜一七〇〇、場所・東銀座313ビルセミナー
一三〇〇〜一七〇〇、場所・東銀座313ビルセミナー

ルーム、料金三〇〇〇円(一時間、一時間超は一時間毎に一〇〇〇円の加算)相談日以外でもご予約の上相談は受け付けます

★kネット交流会
日時・二月二一日(火)、三月二六日(火)一九〇〇〜二一〇〇(入退出自由)、場所・東銀座三一三ビルセミナー

ルーム、参加費・五〇〇円(運営費等含む)、問い合わせ・〇九〇・四九六四・一〇八〇(植野)

★kネット交流会@別府
日時・二月一八日、三月一七日(毎月第3土曜日)一八〇〇〜二一〇〇、会場・野口ふれあいセンター(旧別府市立野口小II別府駅から車で3分ほど、大分県別府市野口元町一二四三)、初めての方や電車でお越しの方の集合場所・別府駅東口(正面出口)油屋熊八翁の像前、問い合わせ・knet-beppu@ctb.ne.jp、〇八〇・五二一〇八・八七九七(kネット別府交流会宮原)

★親子交流くにたち定例会
日時・毎月第一、第三木曜日(二月二日・一六日、三月一日、一五日)、場所・国立市中央三(国立市中三―一―一六)、問い合わせ・〇四二・五七三・四〇一〇(スペースF)

【kネット国立事務所】
〒一八六―〇〇二東京都国立市東三一七―一好日荘B―二〇二(郵便はこちらにお願いします)

【東銀座313ビルセミナー】
東京での相談、交流会・グループワーク、セミナーの開催は、銀座の東京事務所にて行いますのでご注意ください。(こちらでは郵便は受けていません)

東京都中央区銀座三一三―一九、東銀座三一三ビル八階最寄り駅II地下鉄東銀座駅徒歩一分、銀座駅徒歩五分、丸ノ内線銀座駅徒歩一〇分/タクシー「銀座、昭和通りの三原橋の交差点に行ってください」とお伝えください。

*「互版」へのイベント情報の掲載を希望の方はkネットまでご連絡下さい(誌面の都合上掲載できない場合がありますのであらかじめご了承ください)。

【東銀座313ビルセミナー】
東京での相談、交流会・グループワーク、セミナーの開催は、銀座の東京事務所にて行いますのでご注意ください。(こちらでは郵便は受けていません)

東京都中央区銀座三一三―一九、東銀座三一三ビル八階最寄り駅II地下鉄東銀座駅徒歩一分、銀座駅徒歩五分、丸ノ内線銀座駅徒歩一〇分/タクシー「銀座、昭和通りの三原橋の交差点に行ってください」とお伝えください。

*「互版」へのイベント情報の掲載を希望の方はkネットまでご連絡下さい(誌面の都合上掲載できない場合がありますのであらかじめご了承ください)。

【東銀座313ビルセミナー】
東京での相談、交流会・グループワーク、セミナーの開催は、銀座の東京事務所にて行いますのでご注意ください。(こちらでは郵便は受けていません)

東京都中央区銀座三一三―一九、東銀座三一三ビル八階最寄り駅II地下鉄東銀座駅徒歩一分、銀座駅徒歩五分、丸ノ内線銀座駅徒歩一〇分/タクシー「銀座、昭和通りの三原橋の交差点に行ってください」とお伝えください。

会員募集と寄付のお願い

私たちは、親子の引き離し状況を改善し、共同養育・共同親権を実現する法整備、社会制度作りを目指す別居親団体です。立法院への提言、ロビー、裁判所の運用改善、別居親への情報提供、地方自治体への要請などを通じて、親子が別れても、親子が親子であるための活動を行います。ホームページ、ブログを運営し、会報「共同親権運動」を発行しています。

いっしょに活動してくれる仲間、賛同者を募っています。年会費・三〇〇〇円、また、活動には経費がかかります。みなさまからの「寄付」をお願いします。会費・「寄付はメンバーに手渡し、以下に振込みください。」

■郵便振替 0013015472679 加入者名kネット

■銀行口座 三菱東京UFJ銀行新宿中央支店(普)31667771 一般社団法人共同親権運動ネットワーク(銀行口座を「利用」の場合は、メール、FAXにてお名前連絡先をお知らせください。)

info@kyodosinken.com